

家賃・内外装工事等を支援します

中心市街地等のにぎわいを創出するため、
新たに店舗を出店し事業を開始する方が対象の支援制度です

必ず、空き店舗等の 賃貸借契約を結ぶ前 にご相談ください

【A】内外装工事等支援

【対象地域】 中心市街地、飯坂地区、金谷川の一部
【対象経費】

- ①各種工事費 ※内外装、給排水、空調設備ほか
- ②各種委託費 ※デザイン、工事設計、工事監理
- ③ネットワーク環境接続費 ※初期投資のみ

区分	補助率	補助上限額
1階路面店	1/2	100万円
上記以外	1/3	

【B】街なか出店家賃支援

【対象地域】 中心市街地の一部

区分	補助率		補助上限額
	1年目	2年目	
1階路面店	8/12	6/12	月20万円 (年間240万円)
上記以外	6/12	4/12	月15万円 (年間180万円)

※AとBの支援を併用することも可能です。
その場合、Aの補助率は1/2となります。

【A】と【B】の支援に共通する条件

- 【対象業種】 小売業、飲食業、サービス業（一部対象外あり）
- 【対象階層】 1階、2階、地下1階
- 【営業時間】 次の要件を全て満たすこと
 - ・週4日以上、かつ土曜日または日曜日いずれかの営業
 - ・営業日全てにおいて、午前6時～午後6時の間に3時間以上の営業

お手続きの流れ

申請者 / 福島市



留意事項

- 次の要件に該当する場合、対象外となりますのでご注意ください（交付要綱より抜粋）。
- ・過去に類似事業の交付を受けている場合
 - ・対象地域内の移転により新たな空き店舗を発生させる場合
 - ・交付決定前に賃貸借契約を締結している場合
 - ・市区町村税が未納である場合
 - ・麻雀、パチンコ、ゲームセンター、スナック、キャバレー、ホストクラブ、バー、ダーツバー、ガールズバー等
 - ・医療業、福祉・介護事業、不動産業、情報通信業、コワーキングスペース、無人販売、フランチャイズ加盟店等
 - ・深夜（0時から6時）の間に営業する場合
 - ・日中のにぎわい創出に寄与しないと市長が認める場合

【お問い合わせ先】

福島市 商工観光部 にぎわい商業課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話:024-525-3720 FAX:024-535-1401

E-mail : syou-rou@mail.city.fukushima.fukushima.jp